

明治大学倫理審査委員会運営内規

(趣旨)

第1条 この内規は、明治大学における研究費の適正管理に関する規程（2007年度例規第41号。）第11条第2項に基づき、明治大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、本大学における研究費の管理・運営状況及び研究費の取扱いにかかわる不正の発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定して着実に実施することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 研究費の管理・運営等の検証に関すること。
- (2) 不正防止計画の策定及びその進捗管理に関すること。
- (3) 研究者等の倫理意識を高めるための法令、規程等の遵守に係る啓発、研修等の企画及び実施に関すること（コンプライアンス教育・研究倫理教育の企画及び実施等）。
- (4) その他委員会において必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 副学長（前号を除く。）
 - (3) 部局等責任者
 - (4) 利益相反委員会委員長
 - (5) 最高管理責任者が指名する機関管理責任者 若干名
 - (6) その他最高管理責任者が指名する学内外の有識者 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(事務)

第8条 この内規に関する事務は、研究推進部が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規を改廃するときは、委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。